

令和7年度手稲山口地域協議会運営支援業務 提案説明書

1 業務の名称

令和7年度手稲山口地域協議会運営支援業務

2 趣旨

本説明書は、「令和7年度手稲山口地域協議会運営支援業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

現在、北海道新幹線建設工事が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）により進められている。札幌市内における工事では、自然由来の重金属等が土壌汚染対策法に規定される基準値を超過した土を札幌市手稲山口の受入地（以下「受入地」という。）に搬入している。

手稲山口地区での事業の推進に当たっては、令和3年12月に手稲山口地区の住民等による手稲山口地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、工事状況の確認を行うとともに、受入地の跡地利用検討、地域振興のための課題共有と意見交換を行っている。また、令和5年からは地域づくり方針を実践する地域づくり部会（以下、「部会」という。）を設置し、まち歩きや地域づくりに関する検討を行っている。

本業務は、協議会において、引き続き地域の活発な議論を促進するとともに、今後の地域住民による地域づくりを支援することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 協議会の運営支援

ア 協議会運営に関する企画、実施支援

協議会の全体会議及び部会の効果的かつ効率的な運営に関して、各回で取り扱う議題・内容等に関する企画を行う。

ただし、全体会議及び部会は、令和8年3月末までに全5回程度実施（全体会議3回、部会2回程度）することとする。また、全体会議の実施にあたり、広く参加者を募るため、開催案内を作成し、区域内の住宅及び事業者等に全戸投函（110通程度）すること。

なお、部会の実施にあたっては、今後の地域づくりに向け効果的な会議体となるよう配慮すること。

イ 全体会議及び部会の各回会議における準備、進行、記録の作成

(ア) 会議資料作成

全体会議及び部会の各回の会議開催に当たっては、事前に運営・進行等について十分協議を行い、準備を行う。全体会議及び部会の各回の会議進行に必要な資料を作成すること。ただし、下記の資料作成は除く。

- ・ 鉄道・運輸機構において作成する北海道新幹線工事の状況等に関する資料
- ・ 別途発注予定の受入地活用検討に関する業務において作成する資料

(イ) 全体会議及び部会における会議進行

全体会議及び部会の各回の会議における地域づくりに係る議題（受入地活用検討に関する議題を含む）について、議論が促進されるよう効果的なファシリテーションを行う。

(ウ) 議事概要、協議会だよりの作成

全体会議及び部会の各回の会議ごとに会議終了後速やかに議事概要を作成すること。また、全体会議終了後は、速やかに会議内容を地域住民等へ報告するための「協議会だより」を作成し、協議会だよりには、直近で開催された部会の報告も記載すること（直近で部会が開催されていない場合、記載不要）。

ウ 全体会議及び部会が実施する地域づくりに係る取組の企画、実施支援

全体会議及び部会で実施を決定した地域活性化に関する取組について、具体的な企画・実施支援を行う。なお、本取組の実施については、上記アの部会の実施回数に含めるものとする。

また、取組の実施後、速やかに実施概要及び結果等についてとりまとめた報告書を作成すること。

(2) 報告書の作成

上述の経過及び結果をまとめた報告書を作成する。

(3) 打合せ

必要に応じて、業務の進捗状況等を確認するため発注者と打合せを実施する。

(4) 留意事項

ア 業務実施に必要となる資料作成、機材の準備、広報周知、会議等開催場所への移動に係る費用は受託者が負担する。

イ 過年度業務の資料等は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

ウ 別途発注予定の受入地活用検討に関する業務の受注者と連携して業務を実施するものとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月19日(木)までとする。

6 業務提案の上限額

金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	・提案者の当該業務に対する考え方や取り組み方針等	A 4 版 1 ページまで
(2) 全体会議及び部会の運営支援	・全体会議及び部会において活発で充実した議論が行われるための運営に関する企画や支援の内容、司会進行等の実施方法及び協議会だよりのデザインイメージ等 ・積極的な意見交換を行うための取組	A 4 版 4 ページまで
(3) 地域づくりに関する取組の企画・実施支援	・4 (1) ウの地域活性化に関する取組の具体的内容	
(4) その他独自提案	・本業務の活動目的に資する独自の取組があれば提案	A 4 版 1 ページまで
(5) 業務工程表及び業務実施体制	・履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当者の類似業務に関する経歴	A 4 版 1 ページまで
(6) 参考見積	・業務全体について、上記 7 に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A 4 版 1 ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」、又は、令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」の入札参加資格者に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。

- (7) 国又は地方公共団体が発注した、住民同士または住民と行政との協議や対話の場の運営に係る業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

ア 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

（ア）同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8－(7)に係る業務の実績を記載

（イ）業務の実施を証明する書類

上記（ア）に記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提案者が必要と判断した書類）

（ウ）競争入札参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書（様式自由）

用紙サイズは A 4 版とし、両面印刷とする。企画提案書のページ数については、上記 7 を参照すること。ただし、下記 11 に示す二次審査におけるプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

【副本】 10 部

上記イの企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記 14 の担当に提出すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 8 日（火）15 時 00 分必着とする。なお、送付の場合は特定記録による送付とし、提出期限日の前日必着とする。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及びその責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等の返却はしない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年3月31日（月）12時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の担当まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時、以下ホームページにて公開する。

URL <https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員及び外部委員からなる「令和7年度手稲山口地域協議会運営支援業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提案書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は3件までとする。なお、参加者が3者以下の場合は、一次審査を省略する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当者とする。

(イ) プレゼンテーションは、35分程度（説明15分以内・質疑20分程度）とする。

(ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和7年4月16日（水）

二次審査 令和7年4月23日（水）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査または二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)・(4)の合計点数が高い順に審査通過者または契約候補者とする。さらに、当該項目においても同点の場合は、くじ引きにより審査通過者または契約候補者を決定する。

〔審査基準〕

審査項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	・当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	10
(2) 全体会議及び部会の運営支援	・全体会議及び部会を円滑に運営し、活発で有意義な議論が展開されるような妥当かつ具体的な内容になっているか。 ・効果的な情報発信が期待できるか。 ・多くの地域住民から意見を収集するための具体的な方法が提案されているか。	45
(3) 地域づくりに関する取組の企画・実施支援	・地域の状況、これまでの協議会での議論等を踏まえ、具体的かつ効果的な取組の提案がなされているか。	25
(4) その他独自提案	・業務目的に合致し、具体的かつ効果的なものであるか。	10
(5) 業務工程表及び業務実施体制	・スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。 ・業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当者を配置したものであるか。	10
合 計		100

(4) 二次審査結果の通知

審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1者の場合であっても、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性格上、当該契約にあたり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

また、この契約は、令和7年度当初予算が札幌市議会において議決され、当該役務契約締結に必要な予算が確保されることを条件とする。令和7年度当初予算の議決がされないときなど、この契約締結に必要な予算が確保されない場合は、契約は成立せず、札幌市は相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

13 参考図書

(1) 札幌市公式ホームページ「手稲山口地域協議会」

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/torikumi/yamaguchikyougikai.html>

(2) 札幌市公式ホームページ「北海道新幹線トンネル掘削土受入候補地（山口地区）に関するオープンハウス（第3回 令和3年4月）資料」

https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/documents/202104_openhouse_panel.pdf

https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/documents/202104_openhouse_part1-2_goiken.pdf

(3) 過年度の業務報告書

以下のア、イの業務報告書を下記14の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は、事前に連絡の上、閲覧日時の調整を行うこと。ただし、閲覧は令和7年4月7日（月）15時00分までとする。

ア 令和5年度手稲山口地域協議会運営支援業務

イ 令和6年度手稲山口地域協議会運営支援業務

14 担当

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話：011-211-2492 F A X：011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp